

ごみ処理原価の考え方

(平成16年8月24日 京都市廃棄物減量等推進審議会 第3回ごみ処理手数料部会 資料1 より)

(1) ごみ処理原価とは？

ごみ処理原価とは、一言で言えば「ごみの処理にかかった費用」のことである。

(2) 基本的な考え方

単年度の環境政策局の経費は、大きくは次の10項目に分かれる。

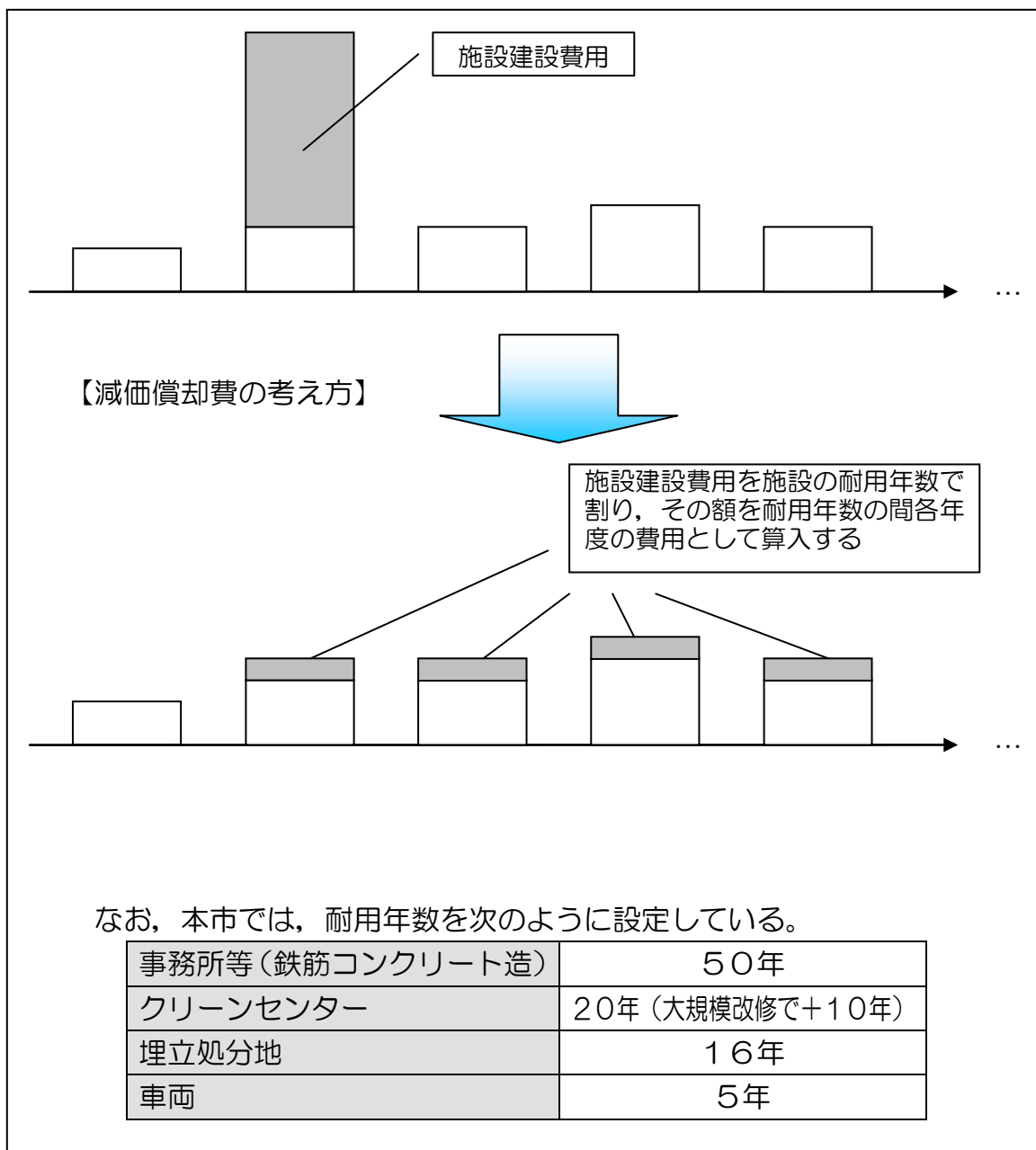
環境総務費	人件費，普及啓発や計画策定等に係る経費など，環境行政全般に関わる費用
公害対策費	大気汚染・水質汚濁・騒音振動・悪臭等の公害対策などに関わる費用
ごみ処理事業費	ごみの収集作業や再資源化，まちの美化推進などに関わる費用
クリーンセンター運営費	クリーンセンターで使用する薬品や消耗品等の購入，施設の保守管理，焼却残灰の運搬などに関わる費用
埋立管理費	埋立処分地で使用する薬品や消耗品等の購入，施設の保守管理などに関わる費用
ふん尿処理事業費	し尿の収集作業，公衆便所の維持管理などに関わる費用
機材管理費	ごみ収集車両等の維持管理などに関わる費用
環境施設営繕費	まち美化事務所やクリーンセンター等の整備などに関わる費用
環境車両整備費	車両の購入に関わる費用
ごみ埋立地整備事業費	埋立処分地の施設整備などに関わる費用

このうち、ごみの処理と直接関係のない公害対策費とふん尿処理事業費は、ごみ処理原価の算定から外す。

また、環境施設営繕費のうち施設建設費など額の大きなもの及び環境車両整備費は、そのまま原価として算入するのではなく減価償却費（※）として計算する。

※減価償却費

クリーンセンターなどの施設を建設する際の費用については、建設中の年度に経費が集中し、そのままその年度の費用として計算すると前後の年度の経費と大きな差が生じる。それでは長期的な経費比較が難しくなるうえ、手数料の算定根拠としても使用しにくくなるため、そうした費用については減価償却の考え方により各年度に均等に割り振ることとしている。

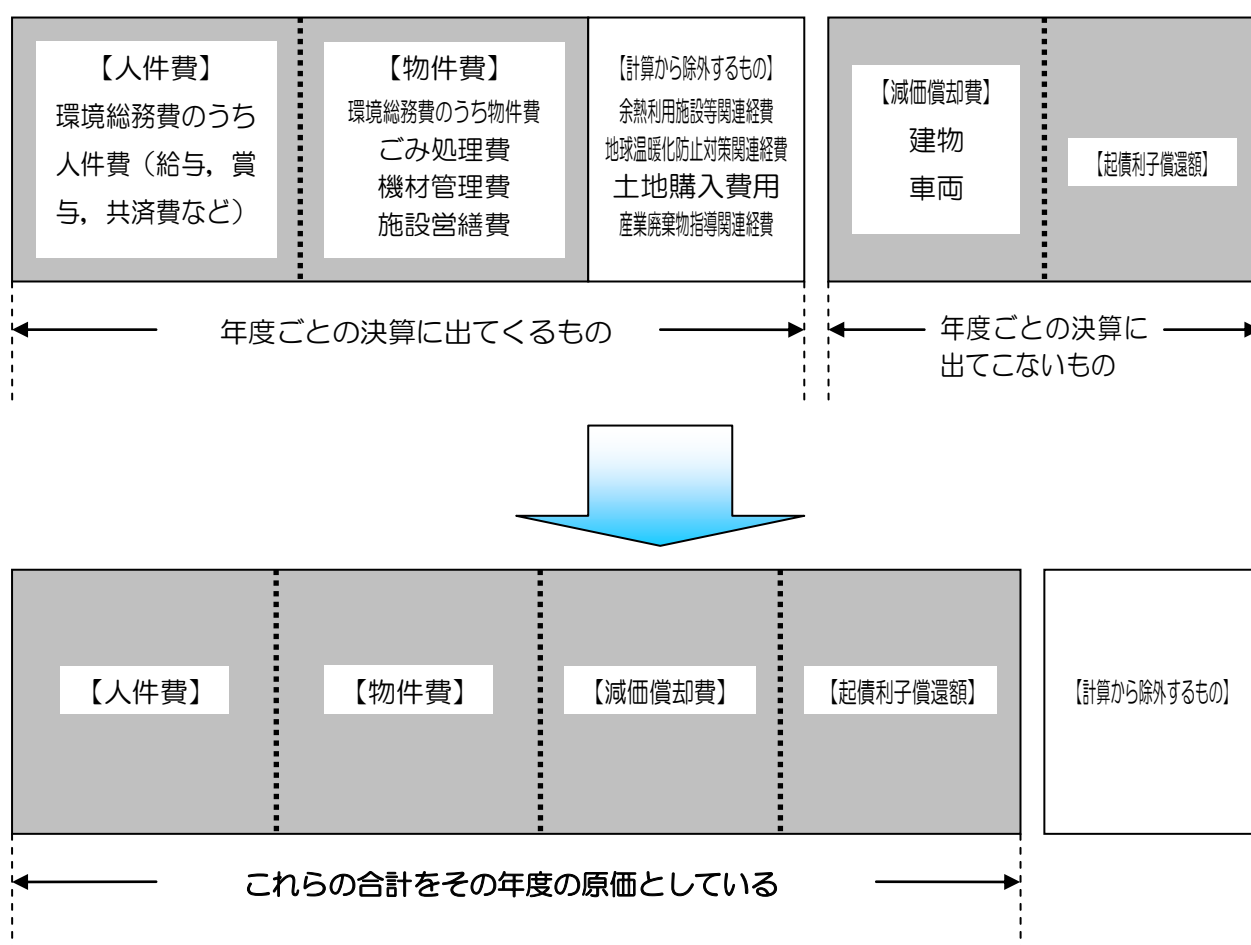


また、起債利子償還額（施設整備の際に発行した市債の利子を返した額）は、環境政策局の経費として処理されていないが、ごみ処理に関わりのあるものであることから、原価として算入する。

一方、原価に算入する経費項目に含まれるものの中でも、次のような経費は計算から除外する。

	除外理由
余熱利用施設等関連経費	ごみの処理そのものに関わる経費ではないため。
地球温暖化防止対策関連経費	大局的に見ればごみ処理とも関連付けられるが、やはりごみの処理そのものに関わる経費ではないため。
土地購入費用	本来は減価償却の対象になり得るが、土地の価値は減少しないとの考え方により、計算から除外している。ただし、埋立処分地については、土地そのものが埋立予定年数を耐用年数とする施設となっていることから、減価償却の対象としている。
産業廃棄物指導関連経費	一般廃棄物処理に関する経費ではないため。

このような経費を除外した後の各経費、減価償却費、起債利子償還額を合計したものが、その年度のごみ処理原価である。



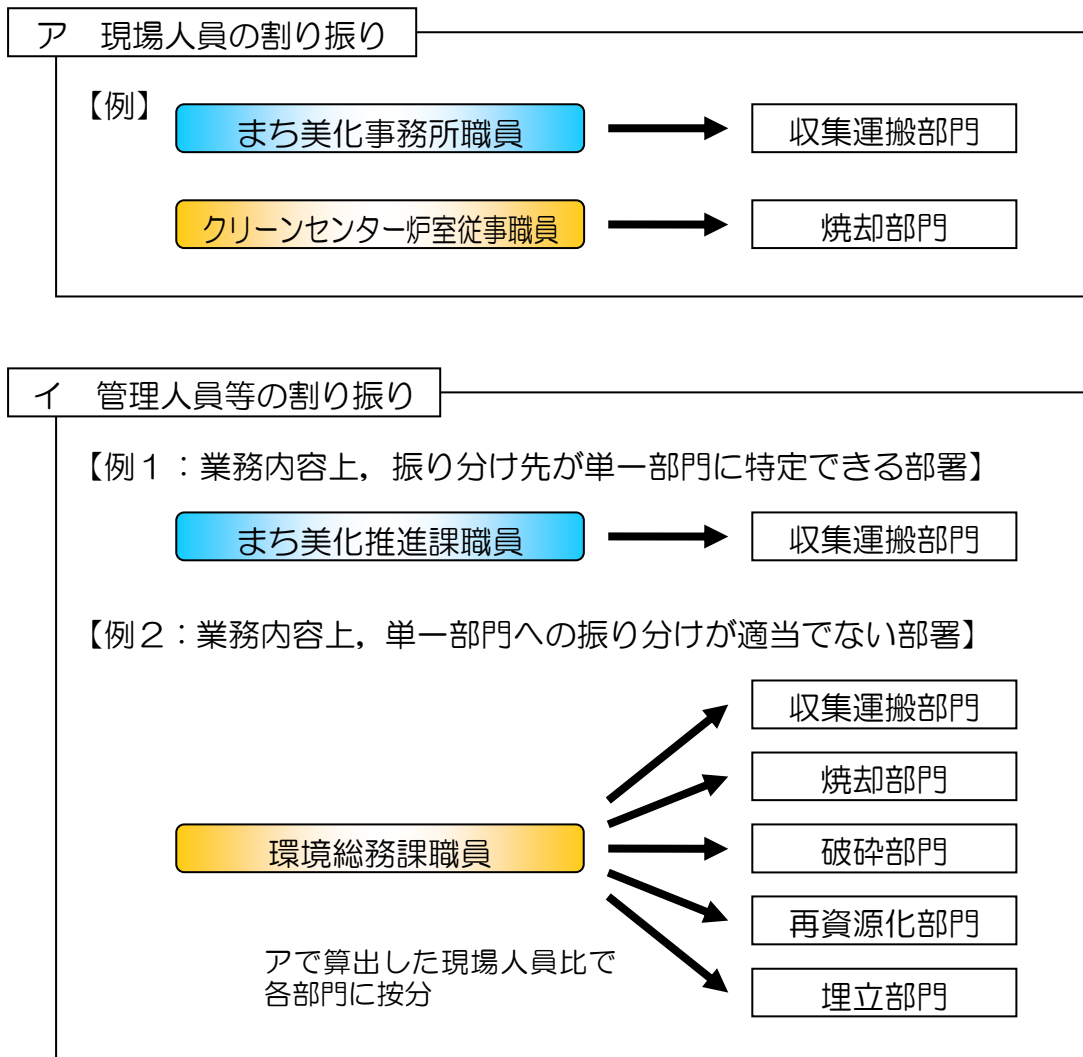
(3) 部門分け

本市では、ごみ処理原価を更に「収集運搬」「焼却」「破碎」「再資源化」「埋立」の5部門に分けている。その手順としては次のとおり。

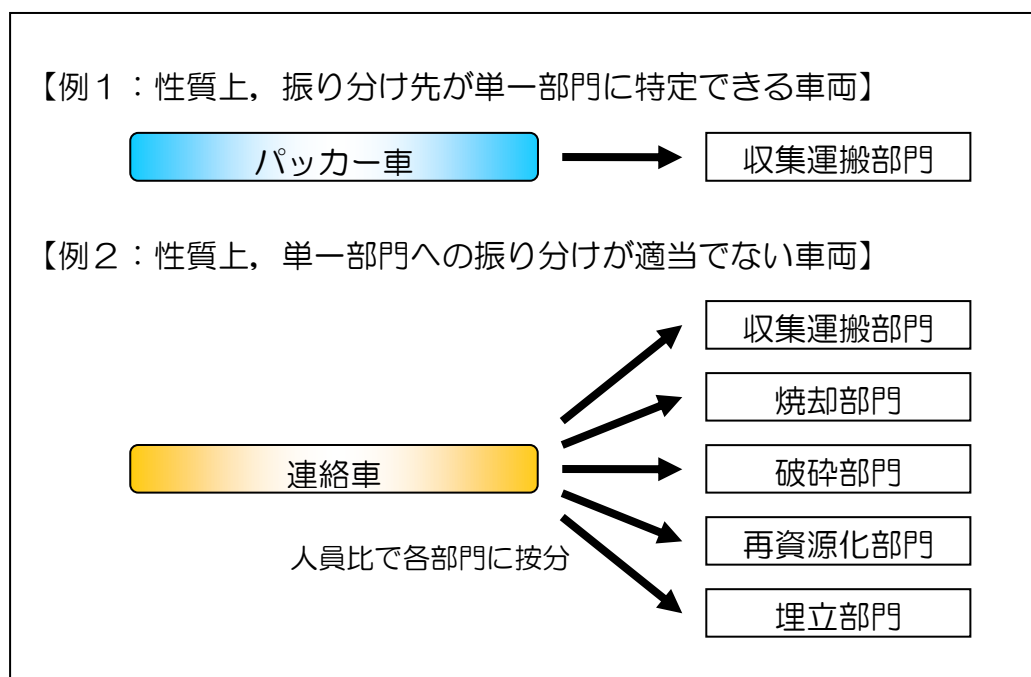
①各部門の人員・車両数の算出

5部門それぞれの人員数と車両数を算出する。これは、人件費の算出や、物件費・減価償却費・起債利子償還額の割り振りに必要となるためである。

人員数は、次のような考え方で各部門へ振り分ける。



車両数についても、考え方は「イ 管理人員等の割り振り」と同様。



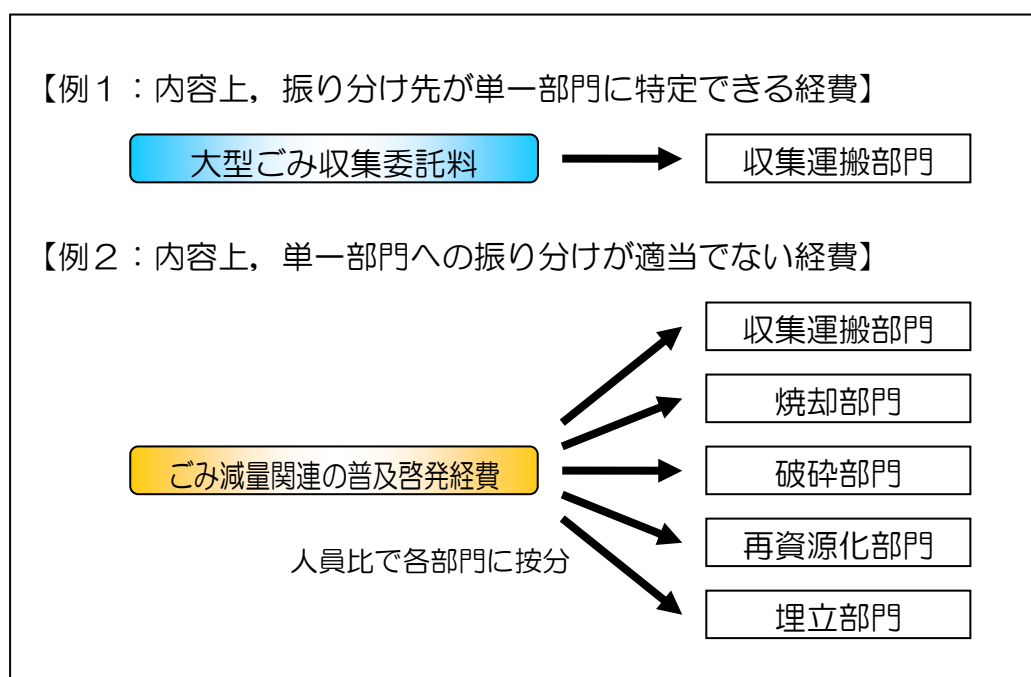
②費用の算出

ア 人件費

本庁及び事業所ごとの１人当たり人件費を算出し、それに人員数を掛けて各部門の人件費を算出する。

イ 物件費

それぞれの費目の目的を見ながら、各部門に振り分けて加算していく。
考え方は人員・車両数を算出する際と同様である。



また、家庭ごみと資源ごみは、同一人員・同一機材で収集しており、コストの明確な区分けができないという考え方から、収集運搬の原価はごみ全体に係るものとして算出している。

ウ 減価償却費・起債利子償還額

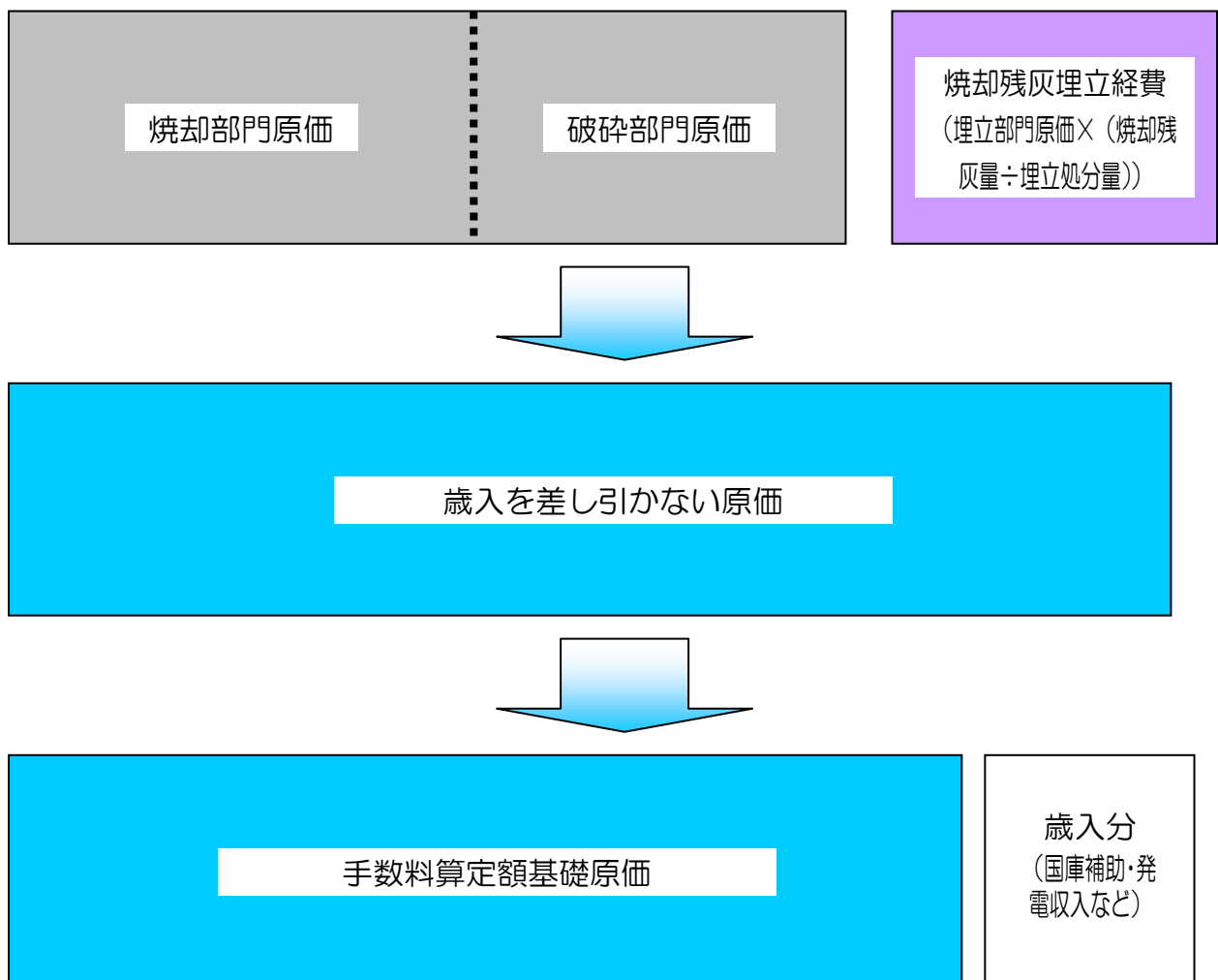
各部門への割り振りは、物件費と同様、それぞれの事業内容により判断して行う。なお、機材整備担当施設の建設・整備費用に係る減価償却費及び起債利子償還額については車両比により、そのほか複数の部門にまたがると考えられる費用に係る減価償却費及び起債利子償還額については人員比により、それぞれ按分する。

（４）手数料額算定基礎原価の算出

手数料額算定に当たり基礎とする原価は、ここから更に次のような手順により算出する。

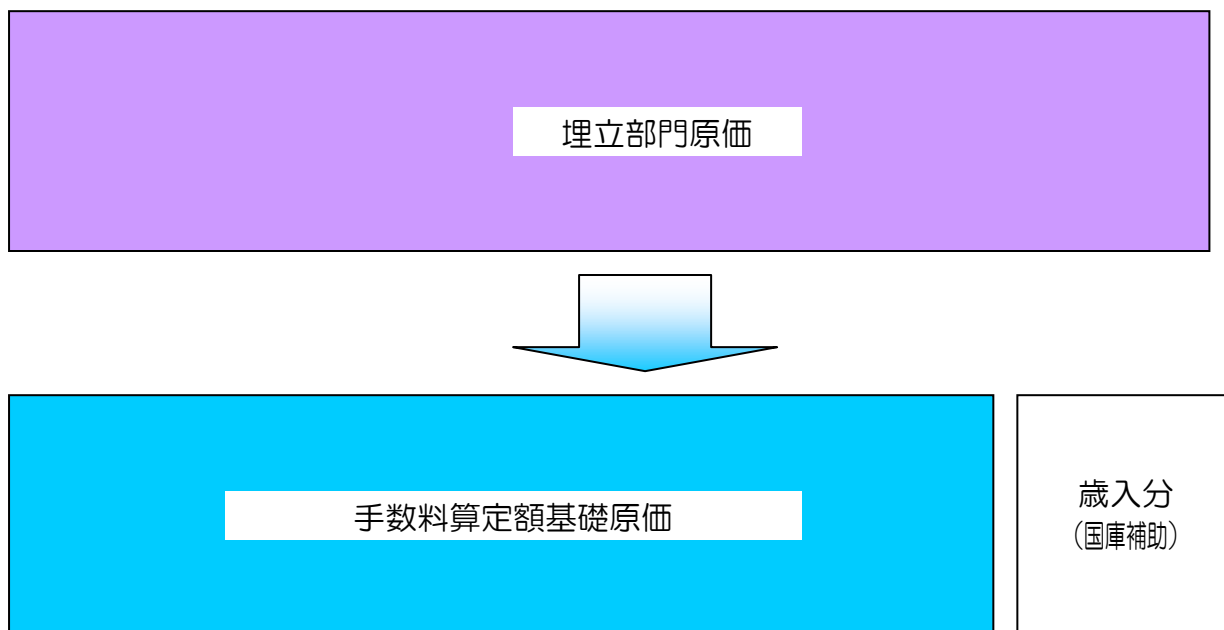
①クリーンセンター

焼却部門及び破砕部門の原価と、焼却残灰埋立経費（埋立部門の原価に（焼却残灰量÷埋立処分量）を掛けた額）とを合算し、そこから国庫補助・発電収入などの歳入を差し引く。



②埋立処分地

埋立部門の原価から国庫補助額を差し引く。



(5) 直接費と間接費の考え方

以上見てきた処理原価については、ごみ処理の現場に直接関わる経費である「直接費」、間接的に関わる経費である「間接費」に分けることができる。その概要は次のとおり。

